本件担保物件のうち所有権留保（割賦販売）に係る担保権者は、本件一括弁済日に、当該担保権の目的たる物件の所有権の移転のために必要な手続（対抗要件具備のための手続を含む。）を行う。

本件担保物件のうちリース物件に係る所有権は、当該担保権者に帰属し、上記弁済が完了した場合において管財人（更生手続の終結後は更生会社。以下本章において同じ。）が求めた時は、当該担保権者の同意を得て、更生会社に帰属するものとすることができる。

管財人が上記の同意を求めようとするときは、管財人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から１か月以内に当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときは、当該担保権者は同意したものとみなす。当該担保権者が不同意の意思表示をしたときは、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げる。なお、更生会社は、リース期間が満了するまで当該リース物件の使用を継続することができる。

第２　存続しない担保権

１　前述第１に従い存続する担保権以外の担保権は、更生計画認可決定の日に消滅する。

２　存続しない担保権の担保権者は、当該担保権の抹消登記手続又は抹消登録手続をする。存続しない担保権の担保権者は、管財人が書面により要請した日から起算して２週間以内に、管財人に対し、当該担保権の抹消登記又は抹消登録に必要な一切の書類を交付しなければならない。

第３　登記等の費用

本章による登記手続及び登録手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

第６章　弁済資金の調達方法

第１節　弁済資金の調達

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済は、下記①及び②の合計から下記③を控除した金額を原資とする。

記

①　本件スポンサー契約に基づくアンダーツリーによる支援金額

②　基準日現在における更生会社等の現預金残高

③　本件スポンサー契約に基づき前述①及び②の金員から支出することが定められている共益債権と、更生会社等の更生手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用に係る共益債権

ただし、管財人は、前述の共益債権に金額確定やその支払が困難なものがある場合、裁判所の許可を得て、かかる共益債権の弁済用資金として一定の金額を更生会社等に留保することができる。その場合、追加弁済原資金額の算出のうえでは、留保金額相当額が、弁済原資から除かれる。

第２節　予想超過収益金の使途

本更生計画遂行中に、予想を上回る収益金が生じた場合には、運転資金及び事業上必要な設備投資に充てる。

第７章　共益債権等の弁済

第１節　本件更生手続開始決定日の翌日から基準日までに支払った共益債権は、別表13「共益債権支払実績・未払残高表」の「支払実績」欄記載のとおりである。

第２節　基準日現在の未払いの共益債権は、別表13「共益債権支払実績・未払残高表」の「未払残高」欄記載のとおりである。

第３節　前述の未払共益債権及び平成27年６月１日から更生手続終結までの間に発生する共益債権は、第８章に規定する合併により消滅するものを除き随時支払う。

第８章　吸収合併その他更生会社の措置

第１節　第１吸収合併

第１　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所

１　吸収合併存続会社

茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10

株式会社大鳥

２　吸収合併消滅会社

茨城県日立市幸町二丁目１番10号

株式会社金馬車

第２　株主等に対する株式又は株式に代わる金銭等の交付

吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の更生担保権者、更生債権者及び株主に対し、株式又は株式に代わる金銭等の交付を行わない。また、吸収合併存続会社は第１吸収合併にあたり資本金及び準備金の額を増加しない。

第３　効力発生日

更生計画認可決定の日以降、更生計画認可決定の確定日から３か月以内の日までの間で管財人が裁判所の許可を得て定める日（以下「本件吸収合併効力発生日」という。）

第２節　第２吸収合併

第１　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所

１　吸収合併存続会社

茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10

株式会社大鳥

（ただし、前節による第１吸収合併の効力発生後の法人）

２　吸収合併消滅会社

茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10

株式会社関東大鳥

第２　株主等に対する株式又は株式に代わる金銭等の交付

吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の更生担保権者、更生債権者及び株主に対し、株式又は株式に代わる金銭等の交付を行わない。また、吸収合併存続会社は第２吸収合併にあたり資本金及び準備金の額を増加しない。

第３　効力発生日

本件吸収合併効力発生日（ただし、前節による第１吸収合併の効力発生の後）

第３節　定款の変更

吸収合併存続会社の定款を、本件吸収合併効力発生日（ただし、前節による第２吸収合併の効力発生の後）に、別表14「定款」記載のとおり変更する（これにより、前節による第２吸収合併の効力発生後の吸収合併存続会社である更生会社の商号を「株式会社アンダーツリー東京」に変更し、本店所在地を「茨城県日立市幸町二丁目１番10号」に変更する。）。

ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、アンダーツリー東京の定款を更に変更することができる。

第４節　株式の取得及び消却並びに資本金の額の減少

第１　株式の取得

アンダーツリー東京は、本件吸収合併効力発生日（ただし、第２節による第２吸収合併の効力発生の後）に、発行済株式総数（86万株）の全てを無償で取得する。ただし、株主に対し、株券の提出は求めない。

第２　発行済株式の消却

アンダーツリー東京は、前述第１に基づく株式の取得と同時に、その保有する発行済株式総数（86万株）の全てを消却する。

第３　資本金の額の減少等

１　資本金及び準備金の額の減少

アンダーツリー東京は、前述第１に基づく株式の取得と同時に、その時点の資本金（１億円）、資本準備金（５億0325万1103円）及び利益準備金（9965万円）の全額を減少する。

２　欠損の填補

資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少により生じた剰余金については、欠損の填補に充てるものとする。

第５節　募集株式を引き受ける者の募集に関する条項

第１　募集株式を引き受ける者の募集

アンダーツリー東京は、以下のとおり、募集株式を引き受ける者を募集する。

１　発行する募集株式の数

200株

２　募集株式の払込金額

募集株式１株あたり金５万円